【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年7月12日提出
【計算期間】	第1期(自 2017年12月14日至 2018年4月16日)
【ファンド名】	ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森　勝将
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【事務連絡者氏名】	伊藤　真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行うことを基本とします。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産（ハイブリッド証券）
	内外	
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（含、日本）		
	年２回	日本		
	年４回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回（隔月）	北米	ファミリーファンド	あり （　　）
	年12回（毎月）	欧州		
		アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 （　　）	アフリカ		
その他資産（投資信託証券（ハイブリッド証券））		中近東（中東）		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（ハイブリッド証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産(ハイブリッド証券））とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1. 世界の企業が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行います。

●当ファンドは、コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の企業（金融機関を含みます。）が発行するハイブリッド証券等に投資を行います。

●マザーファンドにおいて投資するハイブリッド証券については、原則として、当ファンドの信託期間内にハイブリッド証券の満期償還または繰上償還が見込まれる銘柄を中心に投資します。

・当ファンドの償還日以降にハイブリッド証券の償還が見込まれる銘柄にも投資を行うことがあります。また、保有するハイブリッド証券については、満期償還や繰上償還を待たずに売却する場合もあり、売却価格が投資価格を下回った際は、売却差損が発生します。

・当ファンドの償還日以前に組入れたハイブリッド証券が償還された場合、その償還金をもって、他のハイブリッド証券もしくは公社債に投資を行うことがあります。

●マザーファンドが投資対象とする銘柄は、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券等とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。

＜ハイブリッド証券とは＞

ハイブリッド証券は、金融機関が自己資本の維持・増強を目的として発行したり、または企業が一つの資金調達手段として発行したりする債券と株式の中間的な性格を持つ有価証券です。

ハイブリッド証券には、一般的に繰上償還条項が付与されており、予め定められた日に発行体が繰上償還を行う権利を行使することができ、この権利行使日を「コール日」といいます。なお、市場環境等によっては発行体が権利行使せず繰上償還されない場合もあります。

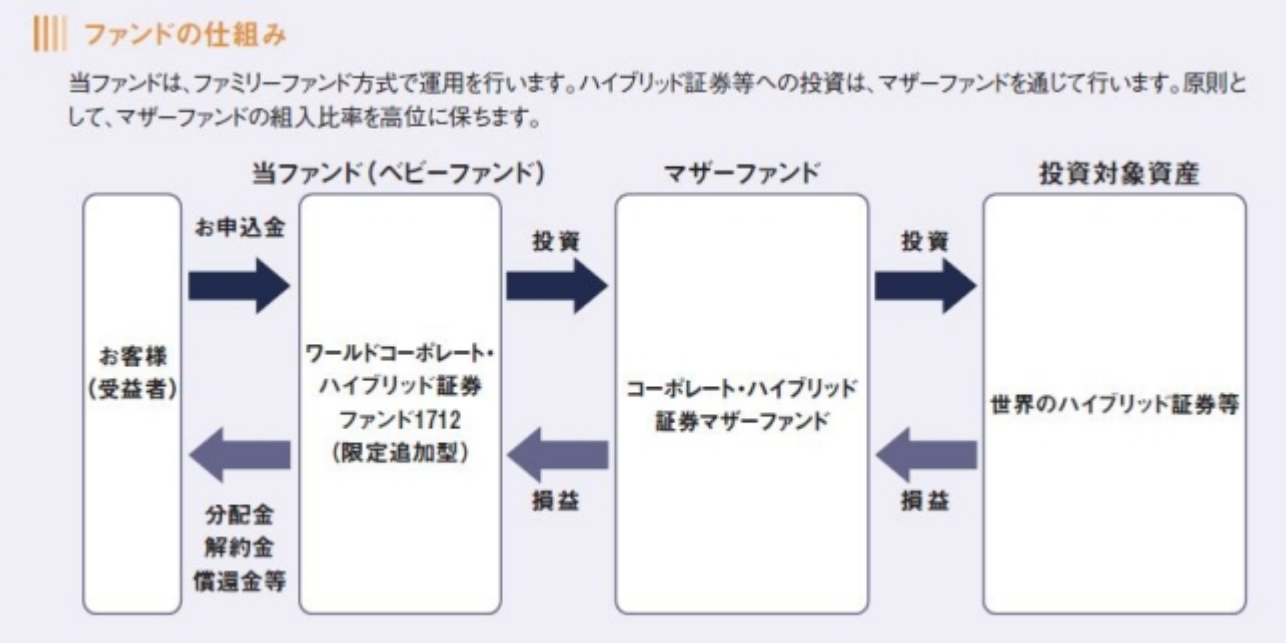

２．信託期間は約５年２ヵ月です。

○当ファンドの信託期間は、2017年12月14日から2023年2月9日までです。

3. マザーファンドにおいて、原則として、外貨建て資産の通貨に対し対円での為替ヘッジ取引を行い、為替リスクの低減を図ります。

●円と外貨建て資産の通貨との短期金利差が拡大すれば、ヘッジコストまたはヘッジプレミアムが大きくなり、基準価額の変動要因となります。

4. マザーファンドの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（以下「コーヘン&スティアーズ」といいます。）が行います。

●実質的な運用を行うコーヘン&スティアーズは、業界でも数少ないハイブリッド証券に特化した最大規模の運用チームを有しています。

○コーヘン＆スティアーズは、1986年に米国で設立されたグローバルに展開する運用会社であり、2018年3月末日現在の運用資産総額は約585億米ドル（約6.2兆円）となっています。

(注)2018年3月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）によります。

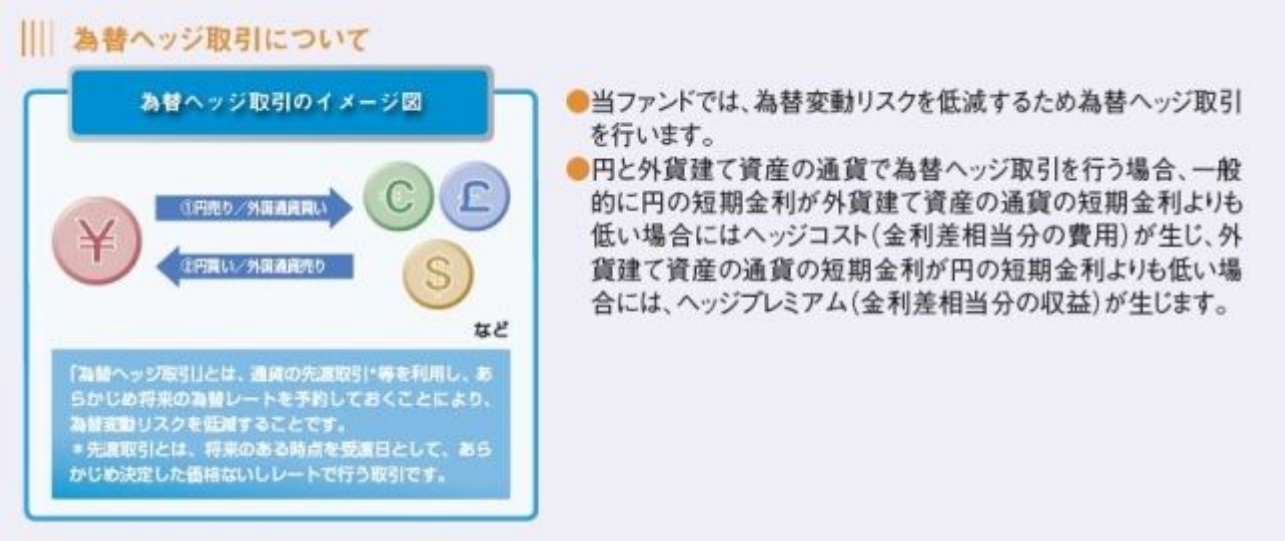

④　信託金限度額

・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2017年12月14日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

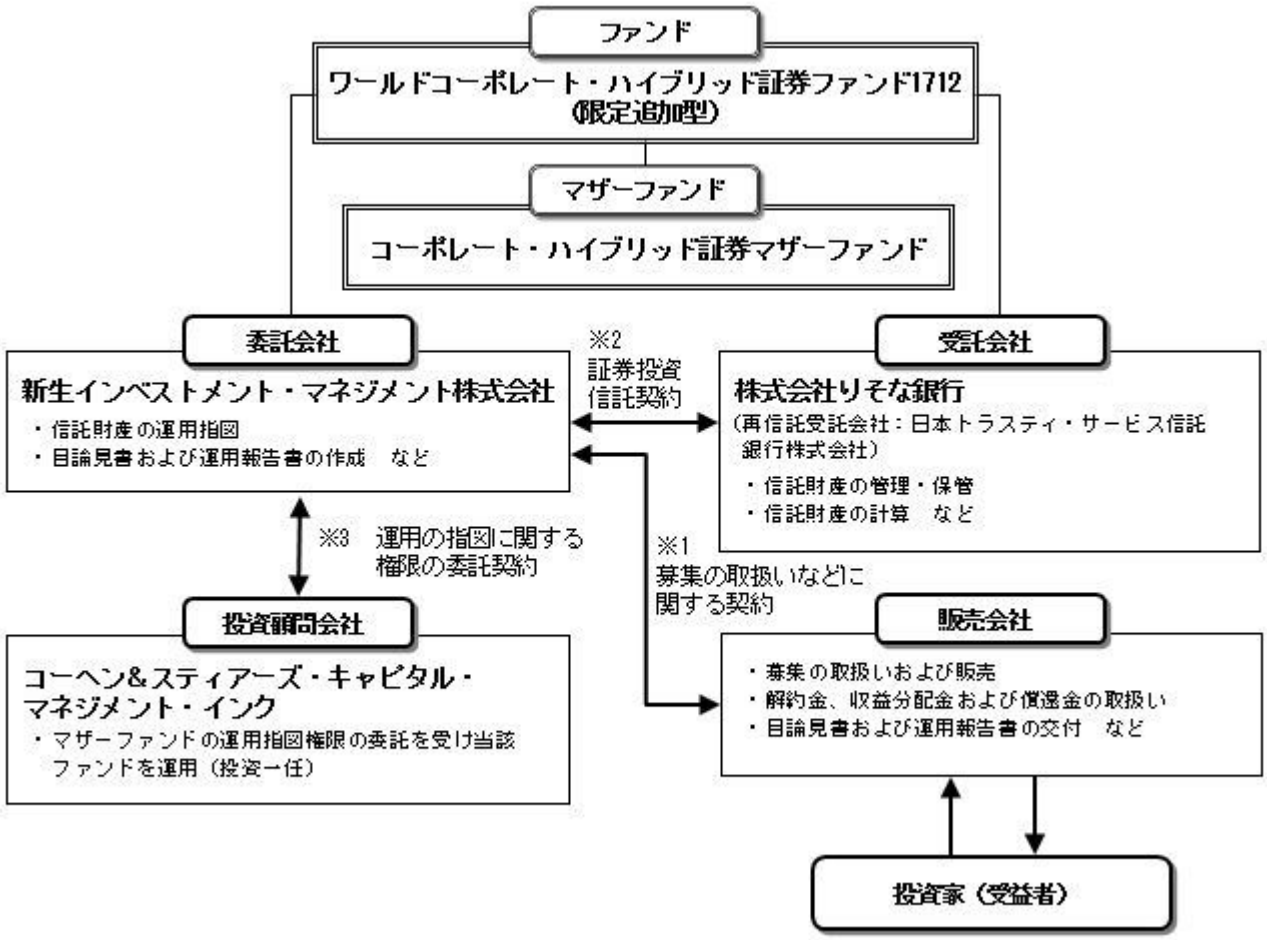

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2018年4月末現在）

１）資本金

4億9,500万円

２）沿革

2001年12月17日：	新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
2002年 2月13日：	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
2003年 3月12日：	「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
2007年 9月30日：	証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
2015年11月 4日:	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率

株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号	9,900株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の企業（金融機関を含みます。）が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行い、安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
② マザーファンドの運用については、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
③ マザーファンドが投資対象とする銘柄の証券格付けは、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。
④ マザーファンドにおいて投資するハイブリッド証券については、原則として、ファンドの信託期間内に満期償還または繰上償還が見込まれる銘柄を中心に投資します。なお、ファンドの償還日以降に償還が見込まれる銘柄にも投資を行うことがあります。また、保有銘柄について満期償還や繰上償還を待たずに売却する場合もあります。
⑤ マザーファンドの償還日以前に、組入れたハイブリッド証券が償還された場合、その償還金をもって、他のハイブリッド証券もしくは公社債に投資を行うことがあります。
⑥ 有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。
⑦ スワップ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。
⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。
⑨ 実質組入外貨建て資産については、マザーファンドにおいて、原則として、対円での為替ヘッジ取引を行います。
⑩ マザーファンド受益証券への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。
⑪ 資金動向や市場動向等の事情により、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1712（限定追加型）＞
主として、コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条から第23条に掲げるものに限ります。）にかかる権利
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
・次に掲げる特定資産以外の資産
イ.為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等
委託者は、信託金を、主として、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたコーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図しま

す。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～７．の証券または証書の性質を有するもの
９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18．外国の者に対する権利で17．の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第８号および第13号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券ならびに第８号および第13号の証券または証書のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものおよび第10号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第９号および第10号の証券(新投資口予約証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託者は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④　②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド＞

世界のハイブリッド証券等を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類

・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第19条から第21条に掲げるものに限ります。）にかかる権利

ハ．金銭債権
ニ．約束手形
・次に掲げる特定資産以外の資産
イ.為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等
委託者（約款第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条から第22条、第24条、第25条第3項第3号、第28条から第30条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．～７．の証券または証書の性質を有するもの
９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18．外国の者に対する権利で17．の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第８号および第13号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券ならびに第８号および第13号の証券または証書のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものおよび第10号に記載する投資法人債券を以下「公社債」といい、第９号および第10号の証券（ただし新投資口予約証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託者は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④ ②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆マザーファンドの概要

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

ファンド名	コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド
形態	証券投資信託/親投資信託
主な投資対象	世界のハイブリッド証券等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	① 主として、世界の企業（金融機関を含みます。）が発行する期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下、「ハイブリッド証券」といいます。）等に投資を行い、安定したインカム収入の獲得と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。 ② ファンドの運用については、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。 ③ 投資対象とする銘柄の証券格付けは、取得時において、主として投資適格以上のハイブリッド証券等とします。なお、利回りや流動性を加味し、投資適格未満のハイブリッド証券等に投資を行うことがあります。 ④ 有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。 ⑤ スワップ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。 ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために行うことができます。 ⑦ 外貨建て資産について、原則として、対円での為替ヘッジ取引を行います。 ⑧ 資金動向や市場動向等の事情により、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①　株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②　外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。 ③　外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。 ④　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑧　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑨　デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑩　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算日	年1回、原則として毎年10月16日（休業日の場合は翌営業日）（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（１口当たり）
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。

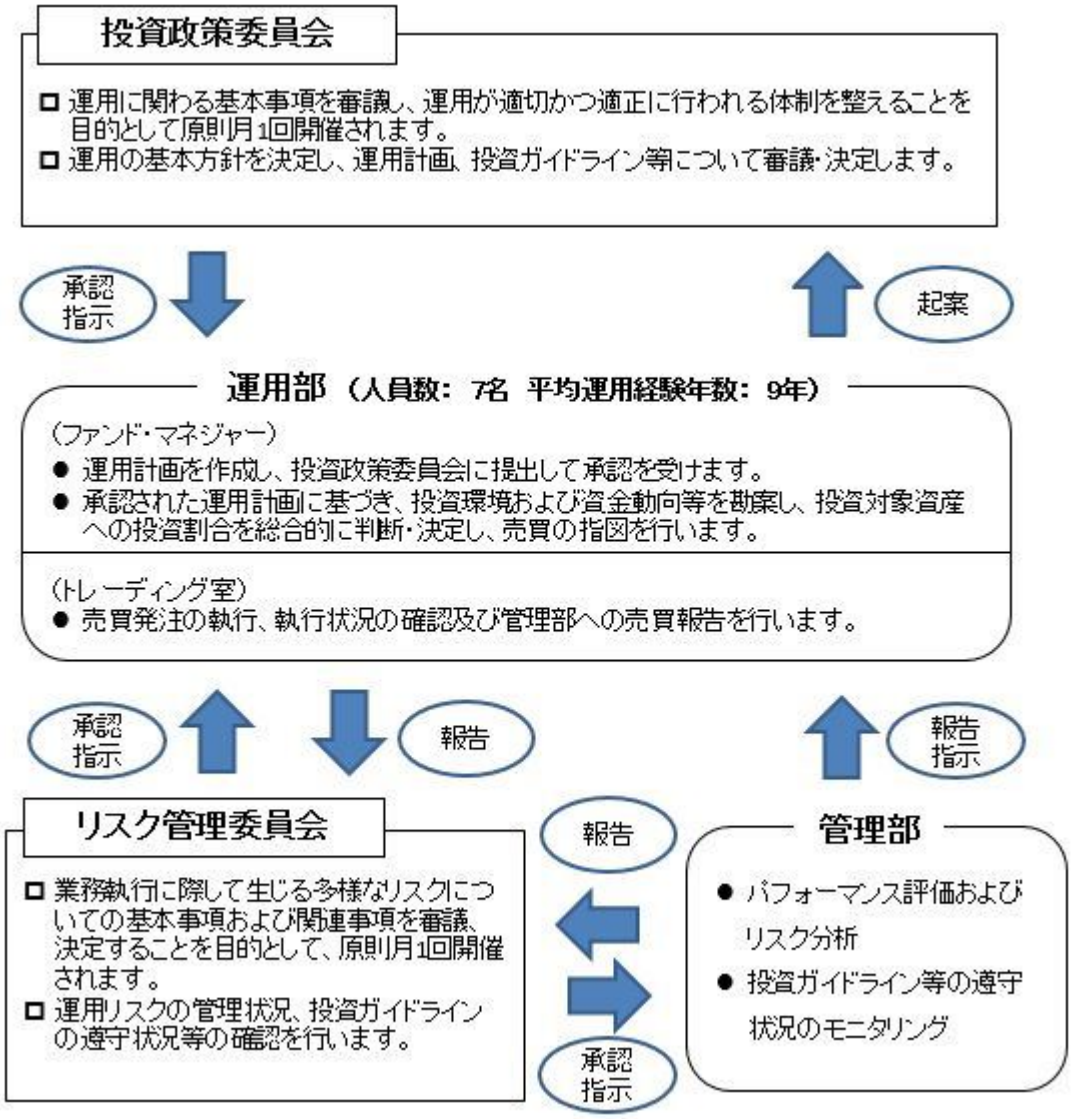

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記の運用体制は、2018年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

＜コーヘン＆スティアーズ＞
投資先ファンドのポートフォリオ構築プロセスと運用体制は、以下の通りです。
投資先ファンドの運用は、コーヘン＆スティアーズの運用チームが行います。

●ポートフォリオ構築プロセス

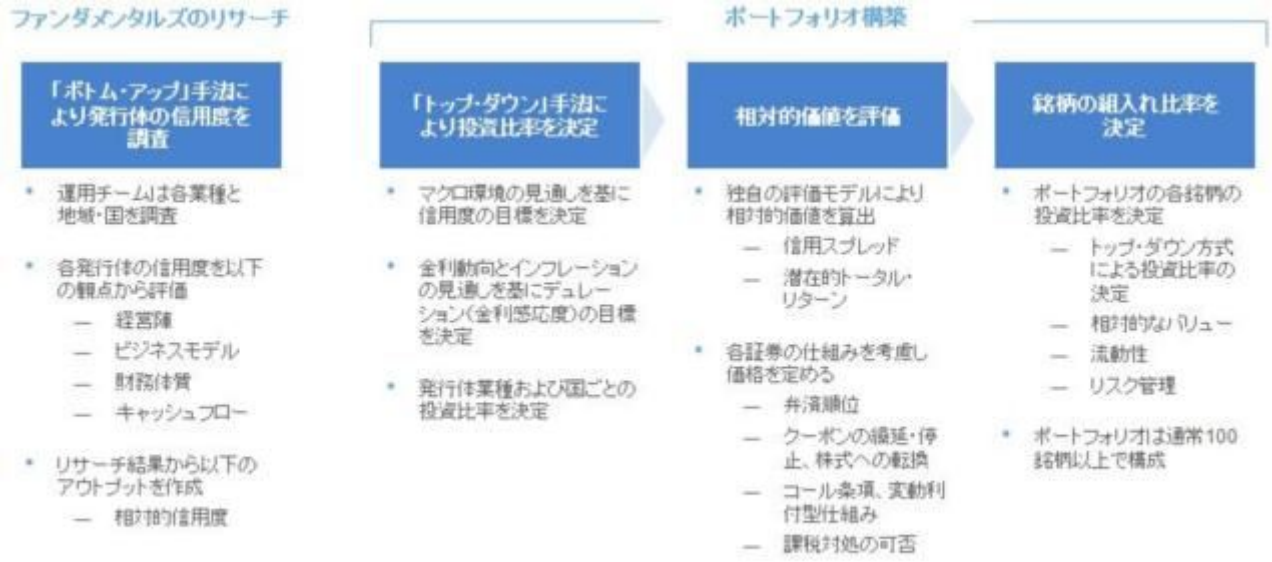

コーヘン＆スティアーズの運用体制

役職名	担当業務内容	人員数（人）
エグゼクティブ・バイスプレジデント兼債券部門ディレクター、ポートフォリオ・マネージャー	当戦略の運用主担当者	1
優先証券運用プロフェッショナル	個別銘柄の調査・分析および規制上のリスク、税務上の検討事項、金利リスクおよび需給傾向を含む様々なマクロ経済要因の分析、トレーディング	6

（2018年3月末現在）

●コーヘン＆スティアーズについて

コーヘン＆スティアーズは1986年設立以来、専門性の高い資産クラスに特化したグローバルな資産運用会社です。ニューヨークに本社、そしてロンドン、香港、東京およびシアトルに拠点を置き、2018年3月末日現在、約585億米ドル（約6.2兆円）の資産を運用しています。優先証券戦略は、コーヘン＆スティアーズの代表的な戦略の一つで、20年以上にわたる運用実績があり、世界最大級規模の135億米ドル（約1兆4,342億円）の資産を運用しています。コーヘン＆スティアーズの優先証券チームは、平均経験年数21年の3人のポートフォリオ・マネージャー、アナリスト3名およびトレーダーが在籍し、広範囲における熟練したグローバル・リサーチおよび投資プラットフォームに支えられた、優先証券に特化した専門運用チームです。

（注）2018年3月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.24円）によります。

※上記体制等は、特段の記載のあるものを除き、2018年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、市況動向や基準価額の水準等によって分配金額が大きく変動することがあり、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないことがあります。

３）留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限
＜ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド 1712（限定追加型）＞
１）株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
２）実質組入外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
３）外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
４）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
５）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
６）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
７）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
８）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
９）デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。
10）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
11）資金の借入れ
１．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
２．１．の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
ロ）借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
３．一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。
＜コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド＞
１）株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
２）外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

３）外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
５）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
６）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
７）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
８）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
９）デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。
10）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②　法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

①　ハイブリッド証券の投資リスク
当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的にハイブリッド証券に投資します。ハイブリッド証券は、市場金利や発行体の信用度の変動により価格が変動します。ハイブリッド証券は、普通社債と比べて一般的に低い信用格付が付与されているため、価格変動の度合いが大きくなる可能性があります。また、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合があるため、価格の変動性が大きくなる傾向があります。なお、ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下があげられます。また、実質的に組入れたハイブリッド証券の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

・劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）
ハイブリッド証券の法的弁済順位は、株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。

・繰上償還リスク
ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっているため、長期間償還されない可能性があります。また、繰上償還日に償還されることを前提に取引されている証券は、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されな

いと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。また、組入銘柄が当ファンドの償還日以前に繰上償還され再投資される場合、市況環境によっては、再投資後の利回りが低くなることがあります。

・利払繰延リスク
ハイブリッド証券には、利息、配当の支払繰延条項が付与されているものがあり、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

・発行企業の業種に関する留意点
ファンドが投資対象とするハイブリッド証券は、特定の業種や企業によって発行される場合が多いため、当該業種固有の要因による影響を受け、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

・制度変更等に関する留意点
税制の変更等、ハイブリッド証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 債券の価格変動リスク（金利変動リスク）
当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に公社債等に投資します。公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは債券価格が大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

③ 為替変動リスク
当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資します。投資した資産自体の価格変動のほか、当該外貨建て資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済･金利動向、金融･資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。なお、当ファンドは、マザーファンドにおいて、外貨売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではなく、円と外貨建て資産の通貨による為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が外貨建て資産の通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

④ カントリーリスク
当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国･地域の政治･経済情勢、投資規制･通貨規制、税制等の変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

⑤ 信用リスク
当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に組入れた有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生、あるいは懸念される場合には、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなる可能性があります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

⑥ その他の留意点
1）金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
2）投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
3）当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資するマザーファンド受益証券を他のファンドが多額に買付または一部解約した場合、マザーファンド受益証券における資産の売買等により、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。
4）ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
5）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
・また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。

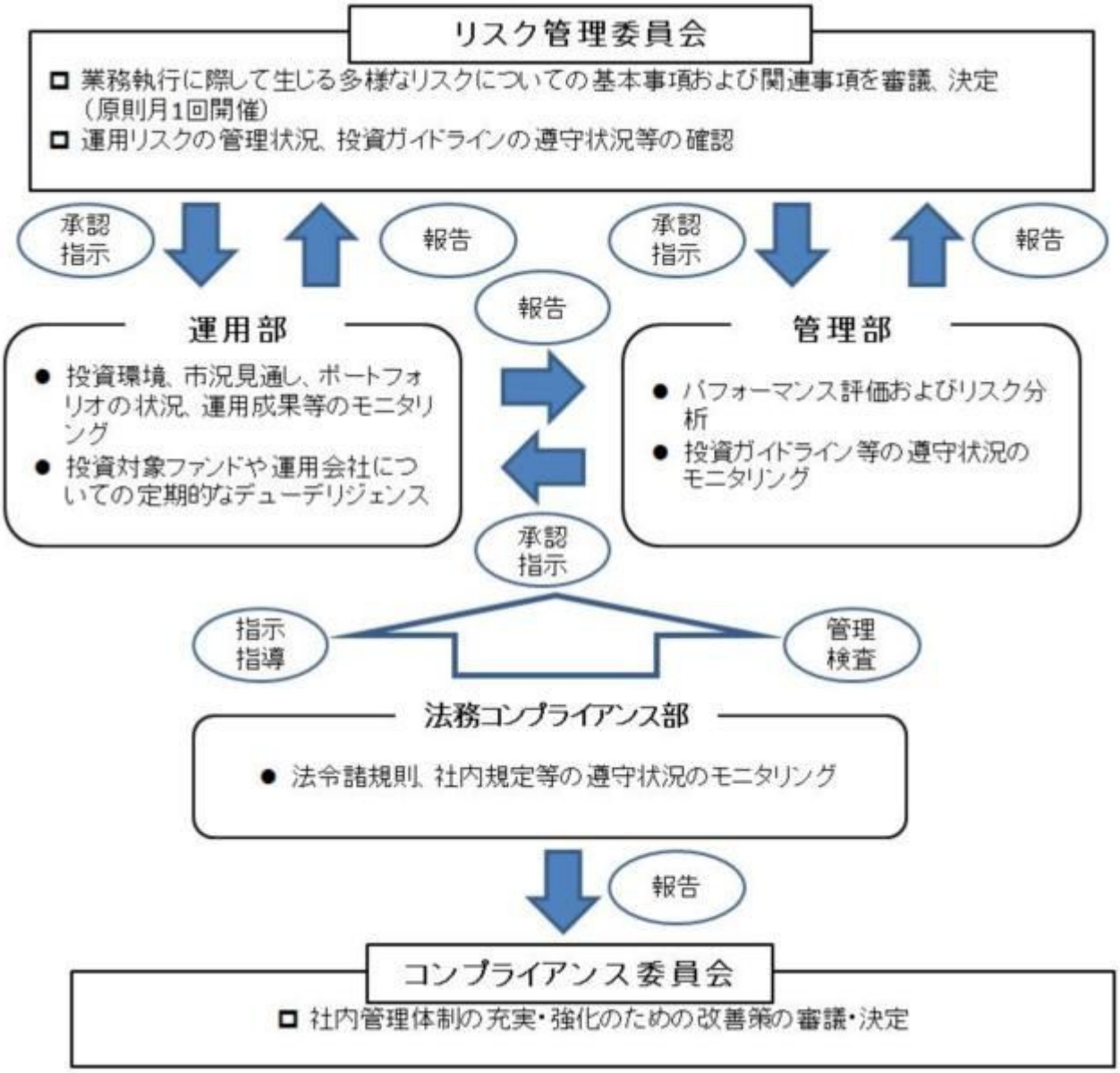

※上記体制は2018年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

＜コーヘン＆スティアーズ＞

リスク管理には複数の部門が携わっています。優先証券ポートフォリオ・マネージャーは、コンプライアンス部および管理部と協力してポートフォリオのリスクとガイドライン遵守状況を定期的にモニタリングしています。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオ構築に関する最終的な意思決定を行い、投資規律を順守して保有比率が基準に従っていることを確認します。リスク管理プロセスの出発点はポートフォリオ・マネージャーであり、電子的注文入力システムと連動するコンプライアンス・エンジンがポジションを監視します。また、ポートフォリオ・マネージャーは週次で最高投資責任者に報告し、パフォーマンスとリスクの問題について話し合います。さらに、ポートフォリオ・マネージャーは年2回、投資リスク委員会に正式なプレゼンを行い、戦略の投資リスクを多面的に説明します。最高投資責任者と投資リスク委員会は、市場状況に応じてより的を絞ったリスク分析を随時要求することがあります。

定量戦略チームは、リスクレポートを定期的にポートフォリオ・マネージャーに提供するほか、ポートフォリオの定期的なレビューのため、投資リスク委員会にもリスクレポートを提供します。これらのレポートでは、ポートフォリオでどれだけのリスクを取っているかを判断するため、ベータや標準偏差など現代ポートフォリオ理論（MPT）に基づく複数の統計値を分析しています。ポートフォリオ・マネージャーとアナリストは、ポートフォリオのベンチマーク対比での保有比率をサブセクター、地域、個別銘柄の各レベルで示す日次レポートを受け取ります。

さらに、投資リスク委員会が投資リスク、カウンターパーティー・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等その他の全社的なリスクの管理に携わります。当委員会はポートフォリオのリスク状況を定期的にレビューします。各戦略のリードポートフォリオ・マネージャーは、担当するポートフォリオを委員会と定期的にレビューします。定量戦略ディレクターが投資リスク委員会のヘッドです。他の委員会メンバーは、最高経営責任者、最高投資責任者、最高執行責任者、最高財務責任者、ゼネラルカウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、ヘッド・トレーダー、投資管理ディレクター等です。

正式な投資リスク委員会に加えて、ポートフォリオ・マネージャーは、コンプライアンス部および管理部と協力して定期的にリスクをモニタリングします。また、リスク管理は、分散戦略、ファンダメンタルリサーチプロセス、バリュエーションモデル、そしてコンプライアンスの取り組みを通じて日常的に行われます。

※上記体制等は、2018年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
※申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.35%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 1.35% （1.25%）	役務の内容
委託会社	0.6696% （0.62%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.6480% （0.60%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0324% （0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

※括弧内は税抜です。

※運用の委託先が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。その報酬額は計算期間を通じて日々、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.42%を乗じて得た額とします。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

（a）株式等の売買委託手数料
（b）外貨建資産の保管費用
（c）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
（d）信託財産に関する租税
（e）信託財産に係る監査費用等
（f）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）
（g）マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額（解約時の基準価額に対して1口当たり0.3%）

（a）から（d）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（e）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。（f）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

※その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

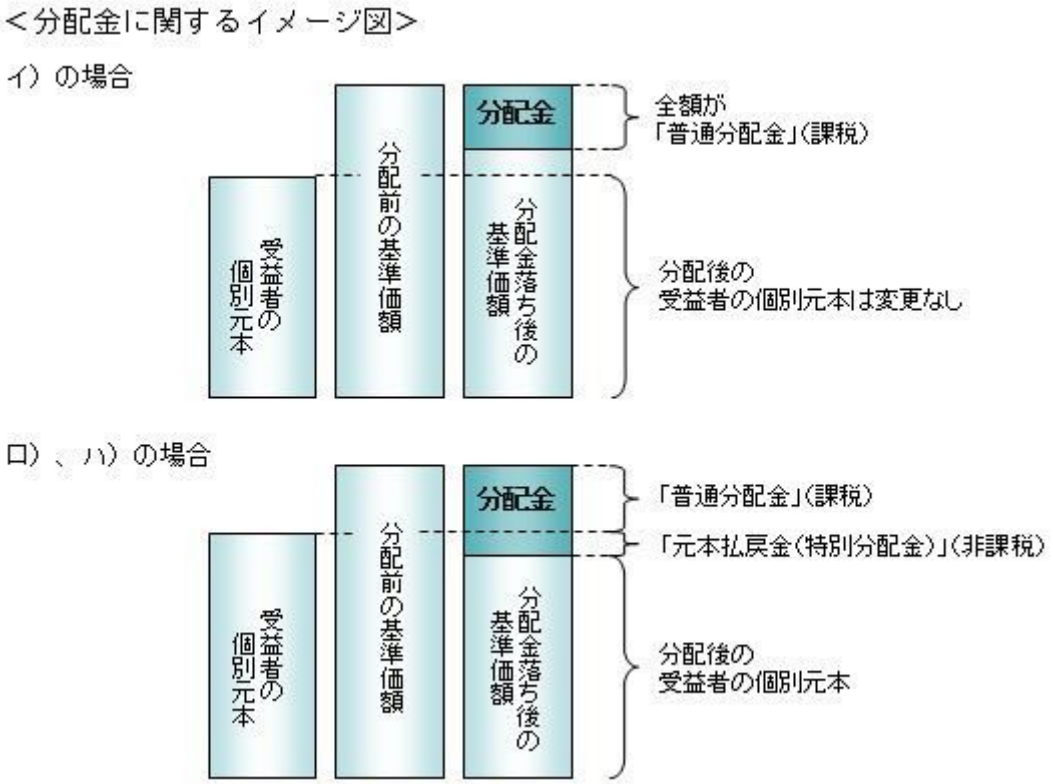

※上記は2018年4月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）】

以下の運用状況は2018年 4月27日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	5,367,114,966	99.49
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	27,435,821	0.51
合計(純資産総額)		5,394,550,787	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド	5,415,311,237	0.9917	5,370,364,153	0.9911	5,367,114,966	99.49

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末　(2018年 4月16日)	5,407	5,413	0.9860	0.9870
2017年12月末日	3,974	―	0.9961	―
2018年 1月末日	5,007	―	1.0012	―
2月末日	5,437	―	0.9882	―
3月末日	5,391	―	0.9826	―
4月末日	5,394	―	0.9850	―

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年12月14日～2018年 4月16日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2017年12月14日～2018年 4月16日	△1.30

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年12月14日～2018年 4月16日	5,520,299,601	35,906,319

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

以下の運用状況は2018年 4月27日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	日本	274,039,848	5.11
	アメリカ	619,055,644	11.53
	メキシコ	360,306,024	6.71
	ドイツ	273,382,042	5.09
	イタリア	466,706,958	8.70
	フランス	846,451,988	15.77
	オランダ	840,122,441	15.65
	ルクセンブルク	323,105,739	6.02
	ポルトガル	73,536,025	1.37
	イギリス	275,639,217	5.14
	デンマーク	222,415,200	4.14
	ケイマン	253,283,921	4.72
	オーストラリア	389,364,988	7.25
	小計	5,217,410,035	97.21
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	149,526,599	2.79
合計(純資産総額)		5,366,936,634	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	64,699,167	1.21
	売建	—	5,283,138,795	△98.44

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
オーストラリア	社債券	6.5% BHP BILLITON FINANC	2,225,000	17,915.60	398,622,250	17,499.55	389,364,988	6.500	2077/10/22	7.25
フランス	社債券	5.25% ELECTRICITE DE FRA	2,950,000	11,173.81	329,627,537	10,940.46	322,743,791	5.250	-	6.01
オランダ	社債券	3.75% TELEFONICA EUROPE	2,200,000	14,011.13	308,244,961	13,863.88	305,005,378	3.750	-	5.68
メキシコ	社債券	6.375% AMERICA MOVIL SAB	1,750,000	16,238.95	284,181,755	15,861.64	277,578,804	6.375	2073/9/6	5.17
フランス	社債券	5.875% ORANGE SA	1,550,000	17,071.58	264,609,554	16,858.91	261,313,171	5.875	-	4.87
ケイマン	社債券	4.125% PHOENIX GROUP HOL	1,600,000	16,220.77	259,532,326	15,830.24	253,283,921	4.125	2022/7/20	4.72
アメリカ	社債券	5.5% THE SOUTHERN COMPAN	2,175,000	11,563.88	251,514,568	11,290.38	245,565,928	5.500	2057/3/15	4.58
アメリカ	社債券	5.95% CITIGROUP INC	2,150,000	11,574.92	248,860,863	11,174.47	240,251,245	5.950	-	4.48
デンマーク	社債券	6.25% ORSTED A/S	1,400,000	16,214.27	226,999,866	15,886.80	222,415,200	6.250	3013/6/26	4.14
イタリア	社債券	6.625% ENEL SPA	1,250,000	17,559.80	219,497,617	17,224.12	215,301,529	6.625	2076/9/15	4.01
日本	社債券	5% NIPPON LIFE INSURANCE	1,900,000	11,560.02	219,640,410	11,271.79	214,164,162	5.000	2042/10/18	3.99
オランダ	社債券	3.75% ATF NETHERLANDS BV	1,400,000	14,132.06	197,848,911	13,720.89	192,092,594	3.750	-	3.58
ドイツ	社債券	8.125% COMMERZBANK AG	1,500,000	13,069.28	196,039,290	12,586.18	188,792,775	8.125	2023/9/19	3.52
ルクセンブルク	社債券	5.625% SES SA	1,100,000	14,722.49	161,947,392	14,181.61	155,997,785	5.625	-	2.91
イギリス	社債券	3.625% SSE PLC	900,000	15,829.90	142,469,163	15,659.81	140,938,333	3.625	2077/9/16	2.63
イギリス	社債券	6.125% AVIVA PLC	800,000	17,575.63	140,605,080	16,837.61	134,700,884	6.125	-	2.51
イタリア	社債券	7.75% ASSICURAZIONI GENE	800,000	17,119.09	136,952,741	16,675.84	133,406,754	7.750	2042/12/12	2.49
フランス	社債券	5.75% ORANGE SA	700,000	17,121.19	119,848,331	16,910.65	118,374,565	5.750	-	2.21
アメリカ	社債券	7.875% HARTFORD FINANCIAL	36,276	3,163.49	114,758,963	3,166.77	114,877,966	7.875	2042/4/15 (*1)	2.14
ルクセンブルク	社債券	3.75% GRAND CITY PROPERT	800,000	14,217.49	113,739,956	13,993.62	111,948,984	3.750	-	2.09
フランス	社債券	3.875% TOTAL SA	700,000	14,847.53	103,932,769	14,547.01	101,829,092	3.875	-	1.90

イタリア	社債券	4.375% UNICREDIT SPA	700,000	14,562.97	101,940,829	14,400.06	100,800,422	4.375	2027/1/3	1.88
オランダ	社債券	4.125% GAS NATURAL FENOS	600,000	14,492.29	86,953,751	14,223.98	85,343,889	4.125	-	1.59
ドイツ	社債券	3.375% ENBW	600,000	14,268.88	85,613,304	14,098.21	84,589,267	3.375	2077/4/5	1.58
メキシコ	社債券	6.375% AMERICA MOVIL SAB	500,000	16,947.78	84,738,908	16,545.44	82,727,220	6.375	2073/9/6	1.54
オランダ	社債券	9% SRLEV NV	500,000	16,027.79	80,138,977	15,836.49	79,182,459	9.000	2041/4/15	1.48
ポルトガル	社債券	5.375% EDP-ENERGIAS DE P	500,000	14,835.75	74,178,778	14,707.20	73,536,025	5.375	2075/9/16	1.37
オランダ	社債券	7.625% TELEFONICA EUROPE	400,000	15,933.13	63,732,546	15,915.92	63,663,703	7.625	-	1.19
日本	社債券	6% SOFTBANK GROUP CORP	600,000	10,852.98	65,117,925	9,979.28	59,875,686	6.000	-	1.12
オランダ	社債券	6.875% KONINKLIJKE KPN N	350,000	16,621.74	58,176,112	16,428.27	57,498,956	6.875	2073/3/14	1.07

(注1)上記社債券はハイブリッド証券であります。

(注2)償還期限欄の(*1)は額面25米ドルのハイブリッド証券であり、券面総額の数値は証券数であります。

(注3)償還期限欄の償還年月日が「-」表示の銘柄は永久債であります。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
社債券	97.21
合計	97.21

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	591,887.00	64,722,391	64,699,167	1.21
	米ドル	売建	13,466,044.00	1,428,959,089	1,471,973,269	△27.43
	ユーロ	売建	16,172,465.00	2,112,990,773	2,141,072,641	△39.89
	イギリスポンド	売建	10,976,621.00	1,635,626,953	1,670,092,885	△31.12

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ロンドンの銀行休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

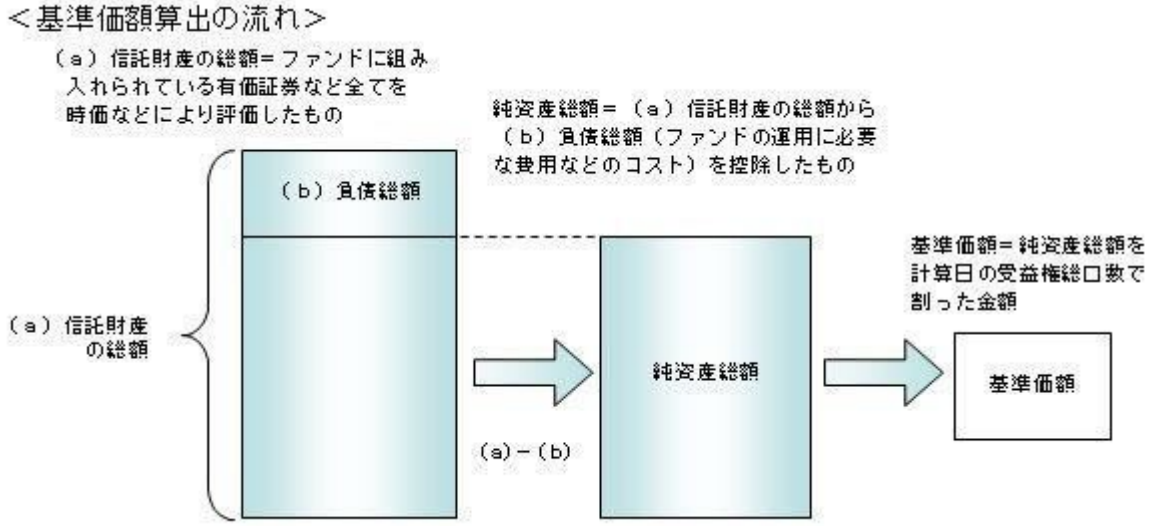

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇ハイブリッド証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品市場の最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2023年2月9日までとします（2017年12月14日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月17日から翌年4月16日まで、および4月17日から10月16日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。
※ただし、第１計算期間は2017年12月14日から2018年4月16日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

＜書面決議の主な流れ＞

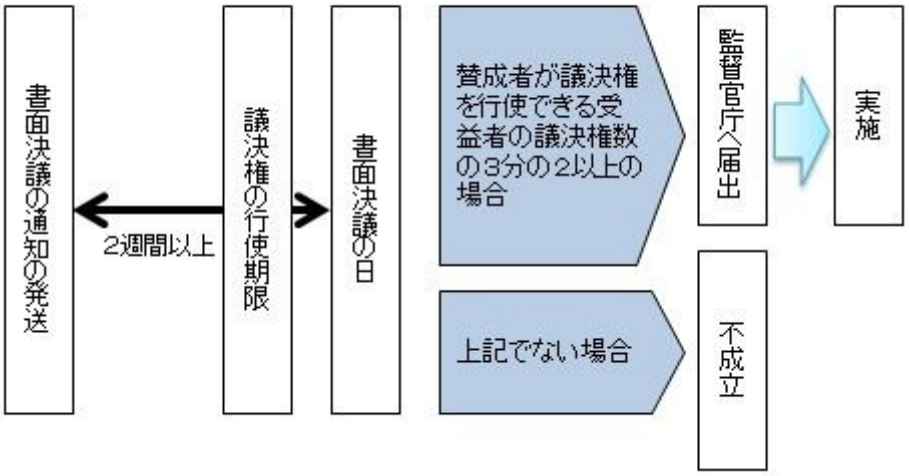

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（４）反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が解約請求を行なったとき、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第３【ファンドの経理状況】

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第1期計算期間（平成29年12月14日から平成30年 4月16日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （平成30年 4月16日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	67,458,514
親投資信託受益証券	5,370,364,153
流動資産合計	5,437,822,667
資産合計	5,437,822,667
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	5,484,393
未払解約金	979,348
未払受託者報酬	531,924
未払委託者報酬	21,631,640
未払利息	184
その他未払費用	1,609,341
流動負債合計	30,236,830
負債合計	30,236,830
純資産の部	
元本等	
元本	5,484,393,282
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△76,807,445
元本等合計	5,407,585,837
純資産合計	5,407,585,837
負債純資産合計	5,437,822,667

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
営業収益	
有価証券売買等損益	△44,635,847
営業収益合計	△44,635,847
営業費用	
支払利息	11,003
受託者報酬	531,924
委託者報酬	21,631,640
その他費用	1,609,341
営業費用合計	23,783,908
営業利益又は営業損失（△）	△68,419,755
経常利益又は経常損失（△）	△68,419,755
当期純利益又は当期純損失（△）	△68,419,755
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△474,052
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,354
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,354
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,398,703
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,398,703
分配金	5,484,393
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△76,807,445

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期 （自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月17日から翌年4月16日まで及び、4月17日から10月16日までとなっておりますが、当計算期間は期首が設定日のため、平成29年 12月14日（設定日）から平成30年4月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （平成30年 4月16日現在）	
１． 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	3,057,471,672円
	期中追加設定元本額	2,462,827,929円
	期中一部解約元本額	35,906,319円
２． 計算期間の末日における受益権総数		5,484,393,282口
３． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	76,807,445円
４． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.9860円
	(10,000口当たり純資産額)	(9,860円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）	
１.運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象であるコーポレート・ハイブリッド証券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、6,928,168円であります。	
２.分配金の計算過程	＊費用控除後の配当等収益額	49,661,880円 (73,445,749円)
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	6,061,948円
	分配準備積立金	-円
	当ファンドの分配対象収益額	55,723,828円
	当ファンドの期末残存口数	5,484,393,282口

	10,000口当たり収益分配対象額 101.60円 10,000口当たり分配金 10.00円 分配金 5,484,393円
３.剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額、及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

＊（）内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額であり、内書であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

第1期 （自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
１金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第1期 （平成30年 4月16日現在）
１貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 （平成30年 4月16日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△43,864,022
合計	△43,864,022

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期 （自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表　（平成30年 4月16日現在）
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額	備考
親投資信託受益証券	コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド	5,415,311,237	5,370,364,153	
合計		5,415,311,237	5,370,364,153	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４　不動産等明細表

該当事項はありません。

第５　商品明細表

該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型））（以下「当ファンド」という。）は、「コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（平成30年 4月16日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	66,011,475
コール・ローン	93,562,815
社債券	5,272,859,305
未収配当金	2,010,383

	（平成30年 4月16日現在）
未収利息	55,037,539
前払費用	39,806,717
流動資産合計	5,529,288,234
資産合計	5,529,288,234
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	94,848,378
未払金	63,828,826
未払利息	256
その他未払費用	2,226
流動負債合計	158,679,686
負債合計	158,679,686
純資産の部	
元本等	
元本	5,415,311,237
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△44,702,689
元本等合計	5,370,608,548
純資産合計	5,370,608,548
負債純資産合計	5,529,288,234

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 移動平均法又は個別法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、当該取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。金融商品取引所等に上場されていないものについては、計算日に知りうる直近の日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	（1）為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （2）受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年 4月16日現在	
１． 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	3,030,000,000円
	期中追加設定元本額	2,425,850,408円
	期中一部解約元本額	40,539,171円
	期末元本額	5,415,311,237円
	元本の内訳＊	
	ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）	5,415,311,237円
２． 計算日における受益権総数		5,415,311,237口
３． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	44,702,689円
４． 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.9917円
	(10,000口当たり純資産額)	(9,917円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

（自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
１金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、社債券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、本マザーファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送回金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

（平成30年 4月16日現在）
１貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２時価の算定方法 社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
デリバティブ取引
デリバティブ取引については（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。
上記以外の金融商品
短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（平成30年 4月16日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額
社債券	△107,669,837
合計	△107,669,837

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

(通貨関連)
（平成30年 4月16日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	5,177,576,815	-	5,272,425,193	△94,848,378
	米ドル	1,428,959,089	-	1,446,118,465	△17,159,376
	ユーロ	2,112,990,773	-	2,144,468,859	△31,478,086
	イギリスポンド	1,635,626,953	-	1,681,837,869	△46,210,916
合計		5,177,576,815	-	5,272,425,193	△94,848,378

（注１）時価の算定方法
国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

１ .計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

２ .計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注２）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成29年12月14日 至平成30年 4月16日）
該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表　（平成30年 4月16日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考（償還年月日）
米ドル	社債券	7.875%HARTFORD FINANCIAL	42,214.00	1,238,980.90	2042/4/15 *1
		6.2%REINSURANCE GROUP OF AMERICA	6,317.00	170,179.98	2042/9/15 *1
米ドル小計			48,531.00	1,409,160.88 (151,498,886)	
米ドル	社債券	5.25% ELECTRICITE DE FRA	2,950,000.00	2,957,965.00	―
		5.5% THE SOUTHERN COMPAN	2,175,000.00	2,245,687.50	2057/03/15
		5.95% CITIGROUP INC	2,150,000.00	2,197,085.00	-
		5% NIPPON LIFE INSURANCE	1,900,000.00	1,968,020.00	2042/10/18
		6.5% FUKOKU MUTUAL LIFE	300,000.00	328,125.00	-
		6% SOFTBANK GROUP CORP	600,000.00	567,600.00	-
		8.125% COMMERZBANK AG	1,500,000.00	1,744,500.00	2023/09/19
			11,575,000.00	12,008,982.50	

米ドル小計				(1,291,085,708)	
ユーロ	社債券	3.375% ENBW	600,000.00	639,000.00	2077/04/05
		3.75% ATF NETHERLANDS BV	1,400,000.00	1,453,900.00	-
		3.75% GRAND CITY PROPERT	800,000.00	852,800.00	-
		3.75% TELEFONICA EUROPE	2,200,000.00	2,304,940.00	-
		3.875% TOTAL SA	700,000.00	771,260.00	-
		4.125% ACCOR SA	300,000.00	318,720.00	-
		4.125% GAS NATURAL FENOS	600,000.00	642,780.00	-
		4.375% UNICREDIT SPA	700,000.00	762,300.00	2027/01/03
		4.625% SES SA	400,000.00	417,640.00	-
		4% VONOVIA FINANCE BV	400,000.00	433,920.00	-
		5.375% EDP-ENERGIAS DE P	500,000.00	558,650.00	2075/09/16
		5.625% SES SA	1,100,000.00	1,180,300.00	-
		6.25% ORSTED A/S	1,400,000.00	1,685,740.00	3013/06/26
		6.375% AMERICA MOVIL SAB	1,750,000.00	2,094,400.00	2073/09/06
		7.625% TELEFONICA EUROPE	400,000.00	480,680.00	-
		7.75% ASSICURAZIONI GENE	800,000.00	1,018,000.00	2042/12/12
		9% SRLEV NV	500,000.00	602,800.00	2041/04/15
ユーロ小計			14,550,000.00	16,217,830.00 (2,150,322,079)	
イギリスポンド	社債券	3.625% SSE PLC	900,000.00	920,430.00	2077/09/16
		4.125% PHOENIX GROUP HOL	1,600,000.00	1,662,080.00	2022/07/20
		5.75% ORANGE SA	700,000.00	771,820.00	-
		5.875% ORANGE SA	1,550,000.00	1,711,820.00	-
		6.125% AVIVA PLC	800,000.00	887,840.00	-
		6.375% AMERICA MOVIL SAB	500,000.00	544,100.00	2073/09/06
		6.5% BHP BILLITON FINANC	2,225,000.00	2,561,865.00	2077/10/22
		6.625% ENEL SPA	1,250,000.00	1,409,750.00	2076/09/15
		6.875% KONINKLIJKE KPN N	350,000.00	377,370.00	2073/03/14
		7.75% ENEL SPA	100,000.00	112,950.00	2075/09/10
イギリスポンド小計			9,975,000.00	10,960,025.00 (1,679,952,632)	
合計				5,272,859,305 (5,272,859,305)	

(注１)各通貨の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注２)合計金額欄は、邦貨額であります。（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注３)通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注４)上記社債券はハイブリッド証券であります。
(注５)備考欄の＊１は額面25米ドルのハイブリッド証券であり、券面総額の数値は証券数であります。
(注６)償還年月日が「-」表示の銘柄は永久債であります。

(注７)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率 (注①)	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	社債券（注②）	2銘柄	2.8%	2.9%
	社債券	7銘柄	24.0%	24.5%
ユーロ	社債券	17銘柄	40.0%	40.8%
イギリスポンド	社債券	10銘柄	31.3%	31.9%

（注①　）組入時価の純資産に対する比率であります。

（注②　）ハイブリッド証券のうち、額面２５米ドルのものであります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

第４　不動産等明細表

該当事項はありません。

第５　商品明細表

該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 4月27日現在です。

【ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド１７１２（限定追加型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	5,396,829,086円
Ⅱ　負債総額	2,278,299円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,394,550,787円
Ⅳ　発行済口数	5,476,757,363口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9850円

（参考）

コーポレート・ハイブリッド証券マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	5,472,524,507円
Ⅱ　負債総額	105,587,873円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,366,936,634円
Ⅳ　発行済口数	5,415,311,237口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9911円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2018年4月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

（２）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。
取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。
取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

＊委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

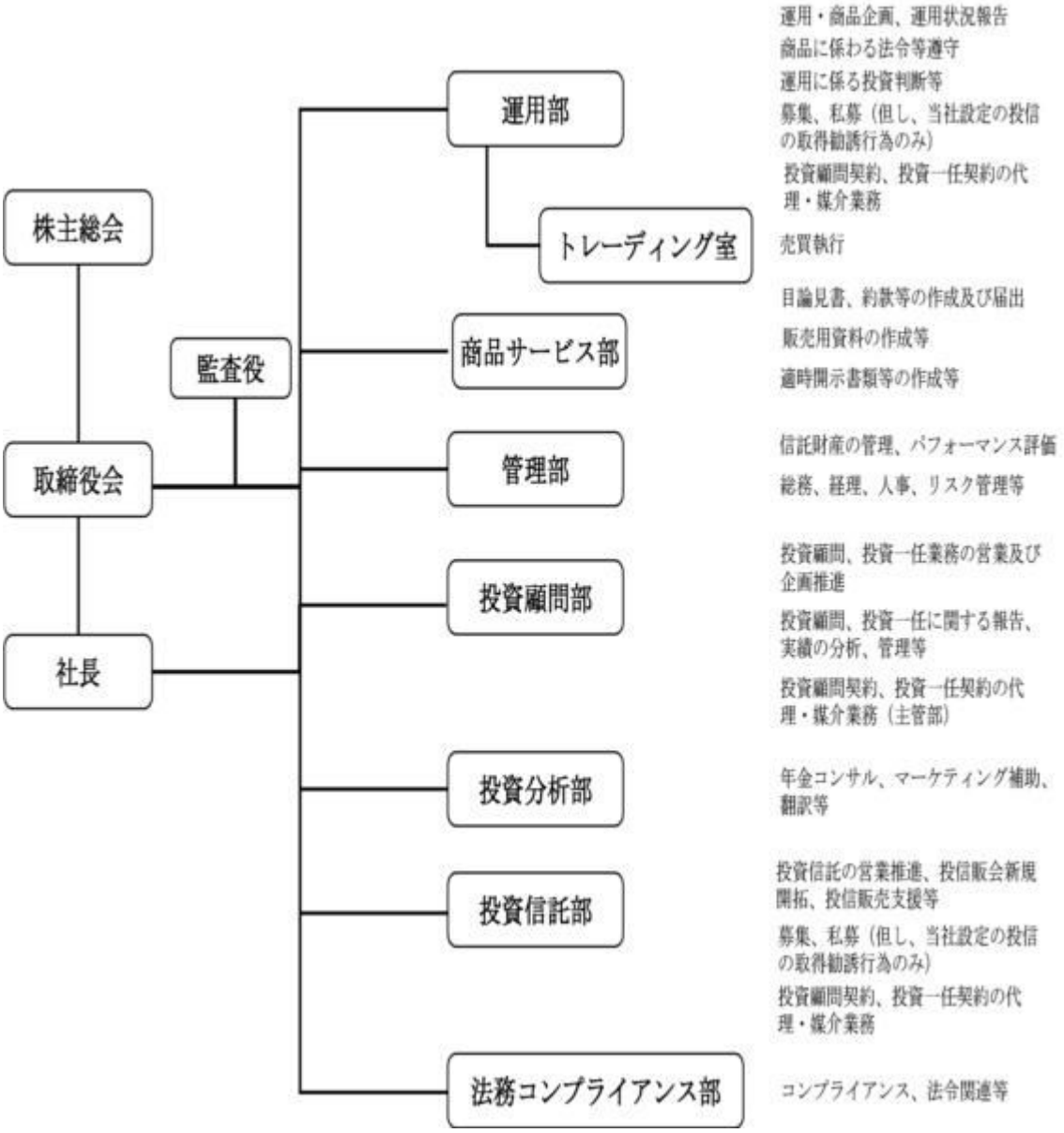

（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

※上記体制は2018年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2018年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計69本（追加型投資信託29本、単位型投資信託40本）であり、純資産の総額は232,236百万円（百万円未満切捨）です。

３【委託会社等の経理状況】

（１）　財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成29年4月1日　至平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期　別		第16期 （平成29年3月31日現在）		第17期 （平成30年3月31日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金	※2		753,999		824,264
前払費用			7,793		7,769
未収委託者報酬			294,751		298,485
未収運用受託報酬			10,886		6,482
未収収益			4,529		5,168
繰延税金資産			―		17,001
立替金			5,674		8,211
流動資産計			1,077,636		1,167,381
固定資産					
有形固定資産			31,409		28,780
建物	※1	29,692		27,581	
器具備品	※1	1,716		1,199	
投資その他の資産			43,052		43,052
差入保証金	※2	43,052		43,052	
固定資産計			74,461		71,833
資産合計			1,152,098		1,239,215

期　別		第16期 （平成29年3月31日現在）		第17期 （平成30年3月31日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
未払金			213,335		221,543

未払手数料	※2	150,849		158,257	
その他未払金	※2	62,485		63,286	
未払費用			8,922		7,892
未払法人税等			7,094		8,871
未払消費税等			14,672		11,009
賞与引当金			39,808		41,491
役員賞与引当金			5,600		6,350
預り金			1,816		3,755
流動負債計			291,250		300,914
固定負債					
資産除去債務			30,314		30,943
繰延税金負債			6,075		5,738
固定負債計			36,389		36,681
負債合計			327,640		337,595
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		329,457		406,619	
利益剰余金合計			329,457		406,619
株主資本合計			824,457		901,619
純資産合計			824,457		901,619
負債・純資産合計			1,152,098		1,239,215

（２）【損益計算書】

期 別		第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		第17期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,400,543		1,469,456	
運用受託報酬		49,720		44,203	
その他営業収益		16,164		19,980	
営業収益計			1,466,428		1,533,639
営業費用					
支払手数料	※1	726,063		774,965	
広告宣伝費		11,912		11,553	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		335		351	
調査費		207,249		182,654	
委託計算費		29,003		33,475	

営業雑経費					
通信費		923		872	
印刷費		8,884		11,305	
協会費		2,180		2,234	
その他営業雑経費		9,337		9,538	
営業費用計			996,491		1,027,552
一般管理費					
給料					
役員報酬		32,280		30,510	
給料･手当		178,401		178,965	
賞与		7,420		3,210	
役員賞与		59		133	
賞与引当金繰入額		39,808		41,491	
役員賞与引当金繰入額		5,600		6,350	
退職給付費用		30,552		30,683	
交際費		117		280	
旅費交通費		6,641		5,470	
租税公課		6,249		8,190	
不動産賃借料		43,586		43,052	
固定資産減価償却費		2,989		2,628	
資産除去債務利息費用		616		629	
諸経費		70,323		63,736	
一般管理費計			424,645		415,333
営業利益			45,291		90,754
営業外収益					
受取利息		2		2	
為替差益		29		39	
営業外収益計			31		41
営業外費用					
雑損失		4		0	
営業外費用計			4		0
経常利益			45,317		90,796
税引前当期純利益			45,317		90,796
法人税、住民税及び事業税	※1	19,807		30,973	
法人税等調整額		△337	19,469	△17,338	13,634
当期純利益			25,848		77,161

（３）【株主資本等変動計算書】

第16期(自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日)　　（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609
当期変動額					
当期純利益		25,848	25,848	25,848	25,848
当期変動額合計	—	25,848	25,848	25,848	25,848
当期末残高	495,000	329,457	329,457	824,457	824,457

第17期(自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日)　　(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	329,457	329,457	824,457	824,457
当期変動額					
当期純利益		77,161	77,161	77,161	77,161
当期変動額合計	―	77,161	77,161	77,161	77,161
当期末残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619

〔重要な会計方針〕

項　　目	内　　容
1．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　8～38年 器具備品　4～20年
2．引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔追加情報〕

未適用の会計基準等

平成30年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（平成30年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、 比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

平成34年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第16期 （平成29年3月31日現在）	第17期 （平成30年3月31日現在）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 18,683千円 器具備品 9,859千円 ※2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 308,409千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 93,592千円 その他未払金 16,023千円 当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 20,794千円 器具備品 10,123千円 ※2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 340,267千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 95,480千円 その他未払金 24,370千円 当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（損益計算書関係）

第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第17期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
※1. 関係会社との取引 支払手数料 480,129千円 法人税、住民税及び事業税 16,023千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※1. 関係会社との取引 支払手数料 486,769千円 法人税、住民税及び事業税 24,370千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第17期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式㈱	9,900	―	―	9,900

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式㈱	9,900	―	―	9,900

（リース取引関係）

第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第17期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第16期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①預金	753,999	753,999	―
②未収委託者報酬	294,751	294,751	―
③未収運用受託報酬	10,886	10,886	―
④差入保証金	43,052	39,140	△3,911
資産計	1,102,691	1,098,779	△3,911
①未払手数料	150,849	150,849	―
②その他未払金	62,485	62,485	―
負債計	213,335	213,335	―

（2）時価の算定方法

資　産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（4）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	5年超
①預金	753,999	―
②未収委託者報酬	294,751	―
③未収運用受託報酬	10,886	―
④差入保証金	―	43,052
合計	1,059,638	43,052

第17期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われ

る未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①預金	824,264	824,264	―
②未収委託者報酬	298,485	298,485	―
③未収運用受託報酬	6,482	6,482	―
④差入保証金	43,052	40,351	△2,701
資産計	1,172,285	1,169,584	△2,701
①未払手数料	158,257	158,257	―
②その他未払金	63,286	63,286	―
負債計	221,543	221,543	―

(2) 時価の算定方法

資　産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	5年超
①預金	824,264	―

②未収委託者報酬	298,485	―
③未収運用受託報酬	6,482	―
④差入保証金	―	43,052
合計	1,129,232	43,052

（有価証券関係）

第16期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第17期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第16期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第17期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第16期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第17期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）

1. セグメント情報
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報
（1）サービスごとの情報
資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
（2）地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。
（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	新生・UTIインドファンド	アメリカン・ドリーム・ファンド	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）
営業収益	242,697	165,978	162,946

（注）
当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

1. セグメント情報
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報
（1）サービスごとの情報
資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
（2）地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。
（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	新生・UTIインドファンド	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	アメリカン・ドリーム・ファンド
営業収益	268,592	147,610	131,394

（注）
当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（資産除去債務関係）

第16期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
29,697	―	616	30,314

第17期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
30,314	―	629	30,943

（関連当事者情報）

第16期　（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	（被所有）直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	480,129	未払手数料	93,592
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	16,023	その他未払金	16,023
							敷金の返還	1,066	差入保証金	43,052

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
親会社情報
株式会社新生銀行　（東京証券取引所に上場 ）

第17期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	（被所有）直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	486,769	未払手数料	95,480
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	24,370	その他未払金	24,370

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
親会社情報
株式会社新生銀行　（東京証券取引所に上場 ）

（税効果会計関係）

第16期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第17期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①　流動資産 未払事業税　1,385千円 未払事業所税　263千円 賞与引当金等　14,386千円 評価性引当額　△16,036千円 小計　－ 千円 ②　固定資産 資産除去債務　9,282千円 繰越欠損金　18,773千円 その他　420千円 評価性引当額　△28,476千円 小計　－ 千円 繰延税金資産合計　－ 千円 繰延税金負債 ①　固定負債 建物（除去費用）　△6,075千円 小計　△6,075千円 繰延税金負債合計　△6,075千円 差引：繰延税金負債の純額　6,075千円 2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率　30.86% 住民税均等割　0.64% 交際費等永久に損金に算入されない項目　5.94% 評価性引当額増減　4.79% その他　0.73% 税効果会計適用後の法人税等負担額　42.96%	1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①　流動資産 未払事業税　1,889千円 未払事業所税　264千円 賞与引当金等　14,755千円 その他　90千円 小計　17,001千円 ②　固定資産 資産除去債務　9,474千円 繰越欠損金　17,805千円 その他　276千円 評価性引当額　△27,556千円 小計　－ 千円 繰延税金資産合計　17,001千円 繰延税金負債 ①　固定負債 建物（除去費用）　△5,738千円 小計　△5,738千円 繰延税金負債合計　△5,738千円 差引：繰延税金負債の純額　11,262千円 2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率　30.86% 住民税均等割　0.32% 交際費等永久に損金に算入されない項目　2.22% 評価性引当額増減　△18.68% その他　0.30% 税効果会計適用後の法人税等負担額　15.02%

（退職給付関係）

第16期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第17期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第16期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）	第17期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）

1株当たり純資産額　83,278円57銭 1株当たり当期純利益　2,610円92銭 （注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額　91,072円68銭 1株当たり当期純利益　7,794円11銭 （注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第17期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名　称	資本金の額 （2018年3月末現在）	事業の内容

株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額　：51,000百万円（2018年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名　　称	資本金の額 （2018年3月末現在）	事業の内容
株式会社西京銀行	23,497百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社新生銀行	512,204百万円	

（3）投資顧問会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク	非公開	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（2）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
（3）投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限を受託します。

3【資本関係】

（1）受託会社
該当事項はありません。
（2）販売会社
株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100％保有する親会社です。
（3）投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出されておりません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成３０年６月８日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山 田 信 之　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中 島 紀 子　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第１７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成３０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成３０年６月１２日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山 田 信 之　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型）の平成２９年１２月１４日から平成３０年４月１６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファンド1712（限定追加型）の平成３０年４月１６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。